○菊池市社会福祉法人等による低所得者に対する利用者負担軽減に関する補助金交付要綱

平成 18年3月16日

告示第 12 号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等(以下「法人等」という。) が、その社会的役割に鑑み、要介護被保険者等のうちで特に生活困窮の状況にある者に対して、 法人等による負担を基本として、利用者負担を軽減する場合について、菊池市(以下「市」という。)が当該法人等に対して行う社会福祉法人等による低所得者に対する利用者負担の軽減に関する補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(軽減の対象となるサービス及び費用等)

第2条 利用者負担の軽減を行う旨を熊本県及び市に申し出た社会福祉法人が提供する介護保険 サービスで軽減の対象となるサービス及び費用は、次の表のとおりとする。

軽減の対象となるサービス	費 用
介護福祉施設サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護	(1)介護保険法施行法第 13 条に規定する旧措置入所者で利用者負担割合が 5%以下の者については、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額また、生 活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対 象とする。 (2)前号以外の入所者については、利用者負担額並びに食費及び居住費に係る 利用者負担額(食費及び居住費については、特定入所者介護サービス費が支給
通所介護 介護予防通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	されている場合に限る。) 利用者負担額及び食費に係る利用者負担額
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	利用者負担額並びに食費及び滞在費に係る利用者負担額(食費及び滞在費については、特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。)
訪問介護 介護予防訪問介護 夜間対応型訪問介護	利用者負担額
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 複合型サービス	利用者負担額並びに食費及び宿泊費に係る利用者負担額
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第一号訪問事業のうち介護予防訪問	利用者負担額
介護に相当する事業(自己負担割合	利用者負担額

が保険給付と同様のものに限る。)	
第一号通所事業のうち介護予防通所	
介護に相当する事業(自己負担割合	利用者負担額及び食費に係る利用者負担額
が保険給付と同様のものに限る。)	

## (軽減の対象者)

- 第3条 軽減の対象者(以下「軽減対象者」という。)は、市町村民税世帯非課税であって、次の各 号の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認めた者及び生活保護受給者で社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(様式第1号)の交付を受けた者とする。ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者(ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額を除く)及び指定介護老人福祉施設に入所する利用者負担第2段階の者の施設サービスに係る利用者負担については軽減の対象としない。
  - (1) 軽減を受けようとする者(以下「申請者」という。)の属する世帯の年間収入が単身世帯で 150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
  - (2) 申請者の属する世帯の預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が1人 増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。
  - (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
  - (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
  - (5) 介護保険料を滞納していないこと。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者 負担額について軽減の対象とする。

(軽減を受けるための利用者の申請等)

- 第4条 軽減を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、収入状況及び資産状況を証明する 書類を添付の上、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書(様式第2号。以下「申請書」 という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、申請者が軽減の対象者であることを確認したときは、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書(様式第3号)により申請者へ通知する。

(軽減の適用期間)

- 第5条 軽減適用期間は、始期を軽減申請があった日の属する月の初日又は軽減対象となる 介護保険サービスの利用開始日の遅い方の期日とし、終期を1月から7月までの間において決定を受けた者は、当該日の属する年の7月31日とし、8月から12月までの間に決定を受けた者は、翌年の7月31日までとする。
- 2 引き続き減額を受けようとする者の適用期間は、8月1日から翌年の7月31日までとする。 (軽減の程度等)
- 第6条 軽減の程度は、利用者負担の4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)を原則とし、免除 は行わない。なお、軽減額に1円未満の端数があるときは、切り上げるものとする。ただし、 生活保護受給者については、利用者負担の全額とする。

(軽減の適用関係)

- 第7条 高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく利用者負担軽減の適用を行った後、軽減後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給を行う。その際、高額介護サービス及び高額介護予防サービス費との適用関係については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを利用する利用者負担第二段階の者のサービス費に係る利用者負担について、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになるから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないこととして差し支えない。
- 2 特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特 定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、 本事業に基づく軽減制度の適用を行う。

(助成の申請)

- 第8条 この要綱による軽減を行った社会福祉法人等が軽減に対する助成を受けようとする場合は、市長に対し必要に応じて次に掲げる書類を添付の上、申請しなければならない。
  - (1) 社会福祉法人等による利用者負担の軽減に関する届出書
  - (2) 利用者負担金所要額調書又は収支精算調書
  - (3) 利用者負担金所要額内訳書又は収支精算内訳書
  - (4) 利用者名簿
  - (5) 当該補助金に係る収入支出予算書又は決算書

(助成の額の範囲)

- 第9条 市が行う助成の範囲は、法人等が利用者負担を軽減した総額(市の被保険者の利用に係るものに限る。)のうち、当該法人等の本来受領すべき利用者負担収入(軽減対象のサービスに関するものに限る。)の1パーセントを超えた部分の2分の1の範囲内で行うものとする。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する法人等については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10パーセントを超える部分について、全額を助成の対象とする。
- 2 平成 27 年度においては、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、前項に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施できるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法は第2条から第6条のとおりとする。 (助成の額の決定及び交付)
- 第10条 市長は、法人等から助成の申請を受けたときは、申請の内容を審査し、適当と認めたと きは、助成額を決定し、当該法人等に交付するものとする。

(助成の額の交付時期)

第11条 補助金の交付は、年1回とする。

(助成の対象期間)

第12条 助成の対象期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しては、菊池市補助金等交付規則(平成 19 年規則第 1 号)の定めるところによるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の適用の日の前日までに、社会福祉法人等による低所得者に対する利用者負担の減免に対する補助金交付要綱(平成 17 年告示第 20 号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為については、なお、従前の例による。

附 則(平成19年告示第11号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年告示第4号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の第5条及び第7条の規定は、平成23年12月1日から適用する。

附 則 (平成27年告示第84号)

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

様式 略